

認定企業の取組

「くるみん」認定マーク



ペンギンシステム株式会社

- ◆本社所在地 つくば市 ◆業種 情報サービス業
- ◆労働者数 29人（男性18人／女性11人）（令和3年3月19日現在）

■くるみん認定に係る取組状況

（1）行動計画の期間、目標及び取組について

①計画期間 平成28年4月1日から令和3年2月28日

②目標及び結果

【目標1】計画期間内に、男性の育児休業を1人以上とする

（結果）平成28年7月1日に全社会議（以下「ペンギン会」という。）にて、「育児・介護休業等に関する規程」をもとに男性の育児休業取得制度についての説明を行うとともに、平成29年6月5日に対象者に取得勧奨を行った。その結果、男性からの育児休業の申し出・取得につながった。

【目標2】平成28年7月までに、所定労働時間を削減するため、ノー残業デーを設定、周知、実施する

（結果）平成28年6月20日の総務部業務処理相談会（代表者への定期報告）にて時間外労働時間勤務実態を説明のうえ、ノー残業デーの実施目的や実施時期について検討し、平成28年7月1日から毎月第1・第3水曜日と定めることとした。
周知は平成28年7月1日の「ペンギン会」、社内通知、啓蒙ポスターにより実施し、その他マネージャー会や全社員あてのメールでも継続的に周知を行いつつ取組を実施した。

（2）認定基準（くるみん認定基準）に係る取組状況

①計画期間内の育児休業取得率

i) 男性（認定基準：男性労働者のうち、育児休業を取得した者の割合が7%以上）

25.0%

ii) 女性（認定基準：女性労働者の育児休業等取得率75%）

※計画期間内の女性労働者の育児休業等取得率が75%未満のため、中小企業の特例により、契約期間とその開始前の一定期間（最長3年間）を合わせて計算した時に75%以上であれば可。）

100.0%

②労働時間等働き方

- i) 法定時間外労働及び法定休日労働時間の平均が各月 45 時間未満
- ii) 月平均の法定時間外労働 60 時間以上の労働者はいない

③法を上回る短時間勤務制度等

i) 短時間勤務制度

小学校就学の始期に達するまでの子を育てる職員が申し出ることにより、就業規則の所定労働時間を9時から16時まで（休憩時間はそれぞれの状況による）の6時間とする。

また、所定労働時間については労使合意の上で6時間半、7時間、7時間半までの勤務も可とする。

ii) 始業・終業時刻の繰上げ又は繰下げの制度

小学校就学の始期に達するまでの子を育てる職員が申し出ることにより、労使合意の上で30分単位での繰上げ、繰下げも可とする。

■認定を受けてのコメント

当社は2012年より一般事業主行動計画を策定し、従業員アンケートを実施するなどして仕事と生活の調和を図り、働きやすい職場づくりを進めています。

くるみん認定に向けては、ノー残業デーを導入することで社員一体となって残業時間を削減、また、男性の育児休業については全社員に取得制度の説明を行うとともに、対象者に勧奨を行うなどして、取得しやすい社内環境を整えるなどの工夫をしました。

さらには、取組みを進める中で相乗効果が生まれ、ユースエール認定や茨城県働き方改革優良企業認定にも繋げることができました。

今後も、男女ともに働きやすく日々成長し続ける企業を目指し、新たな行動目標の達成に向けて取り組んでまいります。